

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076(432)6219
 FAX 076(432)6532

平成 30 年 8 月 20 日 No.134

高額療養費上限額の変更について

平成 30 年 8 月診療分から、70 歳以上の高額療養費の上限額が、一部変更されました。

1、高額療養費が 12 カ月以内に 3 回以上あるときは、4 回目からは、多数回に該当します。

2、多数回該当にならない場合

(1) 70 歳以上 75 歳未満の高齢受給者の多数回該当には、通院の限度額の適用によって高額療養費を受けた回数を除きます。

(2) 多数回該当は、同一の保険者での療養が対象です。①国民健康保険から協会けんぽに加入、②健康保険組合から協会けんぽに加入等の場合は、通算の対象とはなりません。

(3) 同一被保険者で適用されます。退職後、被保険者から被扶養者に変更になった場合などは、月数は通算されません。

【詳細は、協会けんぽ富山支部等にお問い合わせ下さい。】

高額療養費制度

【70歳以上75歳未満】			1□	2□	3□
	高額療養費制度		A	B	C
	外来(個人ごと)	ひと月上限額(世帯ごと)			
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円		
標準報酬月額53万円～79万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円		
標準報酬月額28万円～50万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%		44,400円		
標準報酬月額26万円以下	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円		
E 住民税非課税世帯(*1)	8,000円	24,600円	24,600円		
F 住民税非課税世帯(*2)	8,000円	15,000円	15,000円		

【75歳以上】			4□	5□	6□
	高額療養費制度		A	B	C
	外来(個人ごと)	ひと月上限額(世帯ごと)			
標準報酬月額83万円以上	126,300円+(医療費-421,000)×1%		70,050円		
標準報酬月額53万円～79万円以上	83,700円+(医療費-279,000)×1%		46,500円		
標準報酬月額28万円～50万円以上	40,050円+(医療費-133,500)×1%		22,200円		
標準報酬月額26万円以下	9,000円	28,800円	22,200円		
E 住民税非課税世帯(*1)	4,000円	12,300円			
F 住民税非課税世帯(*2)	4,000円	7,500円			

*1 (被保険者が、市町村民税の非課税などのとき。)

*2 (被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の取得がない場合。)

社会福祉施設経営相談の利用状況

平成 30 年 6 月～平成 30 年 7 月

累計は 30 年度 7 月 31 日までの件数

区分	種別	6	7	累計	区分	種別	6	7	累計	区分	種別	6	7	累計	
相談項目	施設経営		1	4	利用施設	社会福祉協議会				相談の手段	文書	3	1	17	
	施設利用者処遇	1		1		児童福祉施設		1	3		電話				
	職員待遇	1		5		老人福祉施設	2	1	7		来所		1	1	
	会計・税務	1	1	8		障がい者施設			7		訪問				
	安全・衛生					その他	1		1		集団(カールーフ)				
	その他					合計	3	2	18		その他				
	合計	3	2	18		合計	3	2	18		合計	3	2	18	

Q

貸借対照表における「1年基準（ワン・イヤー・ルール）」の適用

貸借対照表の表示について、1年基準（ワン・イヤー・ルール）があるという事ですが、その概要を教えてください。

A

1年基準（ワン・イヤー・ルール）とは、貸付金、借入金等の債権・債務は決算日翌日から1年以内に入金・支出の期限が来るものを流動資産・負債とし、1年を超えるものを固定資産・負債とする基準です。

この場合、借入金等について、流動・固定区分を全体として判断するのではなく、返済計画に基づいて1つの借入金でも1年以内返済分と1年超の部分に分けて表示するという事です。

具体的には毎年300万円ずつ10年で返済する借入金については、1年以内返済予定の300万円のみが、「1年以内返済予定設備資金借入金」等の流動負債となり、残りの2,700万円が「設備資金借入金」等の固定負債になるということになります。



Q

管理監督者に対して、割増賃金を支給しない？

労働時間が1日8時間、1週40時間制の事業所ですが、管理監督者に対して、時間外労働の割増賃金を支給しないことは可能でしょうか。

A

労働時間、休憩、休日に関する規定の適用除外として、労働基準法第41条2号では、「①事業の種類にかかわらず、監督若しくは管理の地位にある者又は、②機密の事務を取り扱う者」は、労働時間、休憩及び休日に関する規定は、適用しないとされています。

具体的には、

- ①監督若しくは管理の地位にある者は、職制上役付者のすべてが、管理監督者で例外的取扱いが認められるのではなく、管理監督者の範囲を決める際には、(1) 労務管理に関して**経営者と一体的な立場**にあるのか、(2) 出社、退社について厳格な制限を受けない**勤務態様**なのか、(3) 資格及び部長、工場長等名称でなく、その地位に相応しい**職務内容、責任と権限**があるのか、(4) **賃金等**について、その地位に相応しい待遇がなされているか、等の実態によって判断されます。

なお、管理監督者であっても、深夜労働をさせた場合には、割増賃金が必要です。

- ②機密の事務を取扱う者とは、秘書その他職務が経営者又は、監督若しくは管理の地位に在る者の活動と一体不可分で、厳密な労働時間管理になじまない方です。(昭和22年 発基27号)



・ 9月20日(木)～21日(金)	第37回全国社会福祉法人経営者大会	長野県長野市
・ 10月12日(金)	社会福祉法人労務管理研修	サンシップとやま
・ 10月17日(水)	富山県老協ビーチボール大会	富山県総合体育センター
・ 10月18日(木)	第67回富山県社会福祉大会	富山県民会館ホール
・ 10月24日(水)～26日(金)	全国保育研究大会	神奈川県川崎市
・ 10月30日(火)～31日(水)	全国老人福祉施設研究会議(北海道会議)	北海道札幌市
・ 11月3日(土)～6日(火)	ねんりんピック富山2018	県総合運動公園等
・ 11月7日(水)～8日(木)	第52回全国保育士会研究大会	大分県大分市
・ 11月20日(火)～21日(水)	第75回全国老人福祉施設大会北九州大会	福岡県北九州市
・ 11月22日(木)	第30回富山県保育研究大会	サンシップとやま
・ 11月29日(木)～30日(金)	東海北陸6県社会福祉法人経営者セミナー「富山大会」	ホテルグランテラス富山
・ 12月14日(金)	社会福祉法人経理事務研修	富山県市町村会館